ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

岡山県久米郡美咲町栃原

字カイチサカクチ　五二九番三　一号及び二号

字サカクチ　五三一番　三号及び四号

字坂口　五三二番一　五号

五四六番一　六号から八号

字ヒガシカイチ　四四七番一　九号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

東山川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

岡山県真庭市下中津井

字町頭上　一九番一及び一九番三

字高頂上　三七番　一号

字町東上ノ山　三九番一から三九番五まで

三九番七及び三九番一〇

四〇番五及び四〇番六

字エゲナル　四一番一及び四一番二

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

字町東　三一番一　一号

字高頂上　三七番　二号及び三号

字町頭上　一九番一　四号から六号

○国土交通省告示第千三百二十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十一月二十日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

名田熊沢

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　長野県下伊那郡天龍村大字平岡字谷京三〇番内三等三角点谷京山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から遠山川合流点までの区間の名田熊沢の中心線から左右各岸二十メートルまでの土地の区域（昭和四十四年建設省告示第千五百八十六号で指定した同号六に掲げる土地の区域を除く。）

基準点から一一七度一六分三六秒

一四九六・一七九メートルの地点　一号

標柱一号から七六度四九分一七秒

四〇・〇三メートルの地点　二号

ロ　長野県下伊那郡天龍村大字平岡字谷京三〇番内三等三角点谷京山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線、標柱二号から十四号までを順次結んだ線、標柱二号と十四号を結んだ線及び標柱一号と二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十四年建設省告示第千五百八十六号で指定した同号六に掲げる土地の区域を除く。）

基準点から一一七度一六分三六秒

一四九六・一七九メートルの地点　一号

標柱一号から二七四度一二分〇六秒

二一五・六〇〇メートルの地点　二号

標柱二号から二七四度一二分〇六秒

六二・一二五メートルの地点　三号

標柱三号から三一三度五三分一八秒

三七・七〇九メートルの地点　四号

標柱四号から二八八度五三分〇〇秒

七九・一五一メートルの地点　五号

標柱五号から三二七度四三分四四秒

四二・九四四メートルの地点　六号

標柱六号から二九度一五分〇八秒

一六六・一八一メートルの地点　七号

標柱七号から三五九度一七分〇〇秒

二一五・六〇〇メートルの地点　八号

標柱八号から六一度一五分〇四秒

四一・五〇〇メートルの地点　九号

標柱九号から三一三九度二九分〇〇秒

四七・三三七メートルの地点　十号

標柱十号から一七五度〇九分一一秒

一〇八・二三八メートルの地点　十一号

標柱十一号から一八五度五五分一一秒

一二〇・九二二メートルの地点　十二号

標柱十二号から二一一度五九分三八秒

一一七・七九〇メートルの地点　十三号

標柱十三号から一〇一度二九分一五秒

一三四・六二〇メートルの地点　十四号

標柱十四号から一六九度〇七分三四秒

七四・五四七メートルの地点　二号

○国土交通省告示第千三百二十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十四年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十一月二十日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　名田熊沢

イ　長野県下伊那郡天龍村大字平岡字谷京三〇番内三等三角点谷京山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から遠山川合流点までの区間の名田熊沢の中心線から左右各岸二十メートルまでの土地の区域

基準点から一一七度一六分三六秒

一四九六・一七九メートルの地点　一号

標柱一号から七六度四九分一七秒

四〇・〇三メートルの地点　二号

ロ　長野県下伊那郡天龍村大字平岡字谷京三〇番内三等三角点谷京山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線、標柱二号から十四号までを順次結んだ線、標柱二号と十四号を結んだ線及び標柱一号と二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十四年建設省告示第千五百八十六号で指定した同号六に掲げる土地の区域を除く。）

基準点から一一七度一六分三六秒

一四九六・一七九メートルの地点　一号

標柱一号から二七四度一二分〇六秒

六二・一二五メートルの地点　三号

標柱三号から三一三度五三分一八秒

三七・七〇九メートルの地点　四号

標柱四号から二八八度五三分〇〇秒

七九・一五一メートルの地点　五号

標柱五号から三二七度四三分四四秒

四二・九四四メートルの地点　六号

標柱六号から二九度一五分〇八秒

一六六・一八一メートルの地点　七号

標柱七号から三五九度一七分〇〇秒

二一五・六〇〇メートルの地点　八号

標柱八号から六一度一五分〇四秒

四一・五〇〇メートルの地点　九号

標柱九号から一三九度二九分〇〇秒

四七・三三七メートルの地点　十号

標柱十号から一七五度〇九分一一秒

一〇八・二三八メートルの地点　十一号

標柱十一号から一八五度五五分一一秒

一二〇・九二二メートルの地点　十二号

標柱十二号から二一一度五九分三八秒

一一七・七九〇メートルの地点　十三号

標柱十三号から一〇一度二九分一五秒

一三四・六二〇メートルの地点　十四号

標柱十四号から一六九度〇七分三四秒

七四・五四七メートルの地点　二号

○国土交通省告示第千三百二十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十四年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十一月二十日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

柳沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

長野県飯田市上村一二三番一三内四等三角点程野西を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から二十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十五号を昭和五十七年建設省告示第二千七十九号で指定した同号八に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から三三五度一五分五七秒

一〇一一・〇〇三メートルの地点　一号

標柱一号から二九三度五三分〇〇秒

六一一・九二五メートルの地点　二号

標柱二号から三二一度四三分一二秒

七〇・八四六メートルの地点　三号

標柱三号から二九七度五四分二六秒

七二・八五九メートルの地点　四号

標柱四号から三二七度〇九分三七秒

五一・九三九メートルの地点　五号

標柱五号から三四五度四九分四五秒

五三・一〇〇メートルの地点　六号

標柱六号から九度一〇分五七秒

三六・八〇三メートルの地点　七号

標柱七号から一五度〇八分四六秒

四七・四八五メートルの地点　八号

標柱八号から三五四度二〇分一〇秒

六一・五二八メートルの地点　九号

標柱九号から三四二度〇八分五三秒

五〇・四八二メートルの地点　十号

標柱十号から三三度四〇分三〇秒

二五・四七三メートルの地点　十一号

標柱十一号から一四度三五分一二秒

二一・一七メートルの地点　十二号

標柱十二号から四〇度五四分三五秒

二一・一七五メートルの地点　十三号

標柱十三号から一五八度二一分二八秒

一五・六七八メートルの地点　十四号